

人事院指令一四―一

各省各庁の長
各行政執行法人の長

新型コロナウイルス感染症に係る抗体検査を受ける場合における職員の職務に専念する義務の免除に関する臨時措置について

- 1 当分の間、各省各庁の長及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第四項に規定する行政執行法人の長は、我が国における新型コロナウイルス感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第七項第三号に掲げる新型コロナウイルス感染症をいう。）に関する抗体保有状況を把握するために行われる抗体検査を受ける場合において、職員が勤務しないことがやむを得ないと認めるときは、公務の運営に支障のない範囲内において、勤務しないことを承認することができる。

- 2 この指令は、令和二年六月一日から施行する。

令和二年五月二十九日

人事院総裁 一宮 なほみ

(最終改正令和三年二月一二日人事院指令一四―二)